第十六条　保育料ハ左ノ通リトス

一　月額拾円ヲ毎月廿日ニ納メル事

第十八条　保育ノ時間ハ毎日午前八時ヨリ午後四時ニ至ル

第二項　家事ノ都合ニ依リ保育ヲ休ミタイ時ハ前日ニ申出ル事

第二十条　会費ハ毎月ニ拾銭ヲ納メル事

第二十一条　会則ハ必要ニ応ジテ改正スル事

第二十二条　本規約ニ定メナイ事ハ会員ノ協議ニ依リ決スル事

第二十三条　本規約ニ変更ヲ要スル事ハ会員ノ過半数ノ賛成ヲ得テ大阪市ニ届出ル事

大阪市社会事業協会

八月十日

第三条　本会ハ左ノ事業ヲ行フ

一　母子ノ相談ニ応ジ其ノ福祉ヲ図ル事

二　母子ノ保護ニ関シ必要ナル施設ヲ為シ又ハ他ノ施設ニ委託スル事

三　母子ノ保護ニ関シ必要ナル指導ヲ為シ又ハ他ノ施設ニ委託スル事

四　母子ノ保護ニ関シ必要ナル調査ヲ為シ又ハ他ノ施設ニ委託スル事

五　母子ノ保護ニ関シ必要ナル資金ノ貸付ヲ為シ又ハ他ノ施設ニ委託スル事

六　母子ノ保護ニ関シ必要ナル物品ノ貸与ヲ為シ又ハ他ノ施設ニ委託スル事

七　母子ノ保護ニ関シ必要ナル物品ノ販売ヲ為シ又ハ他ノ施設ニ委託スル事

八　母子ノ保護ニ関シ必要ナル物品ノ製作ヲ為シ又ハ他ノ施設ニ委託スル事

九　母子ノ保護ニ関シ必要ナル物品ノ修繕ヲ為シ又ハ他ノ施設ニ委託スル事

十　母子ノ保護ニ関シ必要ナル物品ノ保管ヲ為シ又ハ他ノ施設ニ委託スル事